

**公益社団法人 大阪府建築士会
建築物耐震評価手数料規程**

(目的)

第1条 公益社団法人 大阪府建築士会（以下、「本会」という。）が定める建築物耐震評価委員会設置規程（以下、「委員会」という。）第13条に基づき、本会が行う建築物耐震評価業務（以下、「評価業務」という。）に係わる手数料（以下、「評価手数料」という。）に関し、必要事項を定める。

(評価手数料)

第2条 評価手数料は下表の通りとする。

令和元年 10月1日 改定
(消費税別途 単位：円)

建物種別・面積区分		評価区分	耐震診断 評価	耐震改修 計画評価	総合評価
学校施設	屋内運動場・校舎	500㎡以内	94,500	94,500	126,000
		500㎡を超え 2,000㎡以内	157,500	210,000	315,000
		2,000㎡を超え 4,000㎡以内	210,000	262,500	420,000
		4,000㎡を超え 6,000㎡以内	315,000	378,000	614,250
		6,000㎡を超える	別途算定		
一般建築物	標準架構の建築物	500㎡以内	94,500	126,000	189,000
		500㎡を超え 2,000㎡以内	157,500	210,000	315,000
		2,000㎡を超え 4,000㎡以内	210,000	262,500	420,000
		4,000㎡を超え 8,000㎡以内	315,000	378,000	614,250
		8,000㎡を超える	別途算定		
	ホール等吹抜け架構を有する建築物	500㎡以内	94,500	126,000	189,000
		500㎡を超え 2,000㎡以内	189,000	231,000	346,500
		2,000㎡を超え 4,000㎡以内	231,000	283,500	425,250
		4,000㎡を超え 8,000㎡以内	315,000	378,000	614,250
		8,000㎡を超える	別途算定		
(共通) 不整形・混構造及び特殊工法等によるもの		別途算定			

- 2 第1項の手数料のうち、別途算定と記した建築物については、延床面積、構造種別、構造又は耐震補強工法の特殊性などを考慮して、建築物毎に料金を設定する。
- 3 構造規模、構造種別、架構形式から、本会が類似であると判断した建築物を2棟以上同時に申し込んだ場合には、2棟目以降の建築物の評価手数料を、最大50%を限度に減額することができる。
- 4 本会会員が申込者又は診断等実施者の場合の申込は、10%の評価手数料の割引を行う。

(評価報告書の変更等に係る料金)

第3条 過去に本会の評価報告書を取得した建築物において、検討資料の内容を変更し再評価の申込を行う場合の評価手数料は、通常の評価手数料の1/3とする。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、変更内容の審査の難易度に応じて再評価の手数料を増減することができる。

(評価業務に係る追加料金)

第4条 提出された耐震診断等報告書の内容の整理が不十分であったり、大きな誤りがあるなど、審査に時間を要し、ヒアリングを3回以上実施する必要性が生じた場合、下表を標準として追加料金を請求することができる。ただし、申込者の責に帰さない正当な理由がある場合は、この限りではない。

評価区分	追加料金 (消費税別途)
耐震診断	52,500 円/件回
改修計画	105,000 円/件回
総合評価	105,000 円/件回

2 前項の規定にかかわらず、本会は、業務内容に応じて実際にかかった費用に基づいて算定することができる。

(その他の費用)

第5条 前条の規定にかかわらず、本会は申込者と協議の上必要と認められる費用を請求できる。

(評定手数料の還付)

第6条 申込受付後、審査途中で文書により取下げの申し出があった場合は、納入された評価手数料の一部を下表の通り審査の進捗状況に応じて申込者に返金する。ただし、申込者の責に帰さない正当な理由がある場合は、この限りではない。

時期	受付	(審査)	ヒアリング I	(審査)	ヒアリング II	(審査)	委員会	評価書 交付
手数料	—	手数料の 2/3~1/2 を返金			手数料の 1/3 を返金		返金なし	

付 則

この規程は、平成 25 年 11 月 20 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。